

## 令和 2 年度第 3 回伊丹市環境審議会議事録

日時：令和 2 年 10 月 13 日（火）10 時 00 分～12 時 00 分

場所：伊丹市役所議会棟 3 階 議員総会室

## ・出席状況 13 名中 7 名出席

出席者 笠原会長、塚口委員、服部委員、長谷川委員、木下委員、高見委員、  
宮川委員

欠席者 菊井副会長、中野委員、吉村委員、杉本委員、植木委員、辻野委員

## ・傍聴者 なし

## ・配布資料

資料：①伊丹市環境審議会委員名簿（次第裏面）

②伊丹市環境影響評価に関する要綱

③環境影響評価に関する伊丹市環境審議会等のスケジュール（案）

④環境影響評価概要書（事前配布）

⑤事業計画地周辺図（事前配布）

⑥諮問書（写）

## 1. 開会（10：00）

## ・出席状況の確認

事務局より、伊丹市環境審議会等に関する条例に基づき、本審議会が成立していることを報告。

## ・署名委員の氏名

長谷川委員、高見委員を選任

## 2. 審議事項

## (1) 会長・副会長の選任について

[事務局より、会長に笠原委員、副会長に菊井委員の選任を提案]

○出席委員 事務局提案を了承。

○笠原委員 会長の選任を承諾。選任の挨拶。

(菊井委員は、副会長の選任を事前に承諾済み。)

## (2) (仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書について (諮問)

[ (仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書の諮問について説明 ]

## ・諮問

諮問書を会長へ手交。諮問書（写）を出席委員へ配布。

## ・市長あいさつ（下笠市民自治部長代読）

## ・環境影響評価概要書の審議

[事務局より、環境影響評価に係る審査事務の進捗状況及び今後のスケジュールについて説明。]

[事業者より、環境影響評価概要書について説明。説明後、市庁舎 7 階より事業計画地の眺望景観を確認し、状況を説明。]

## ○委員

①概要書 P.96 「水質汚濁」の環境項目において、「建築物等の建設に伴う濁水は沈砂処理等の排水処理後に排水するため、公共用水域への影響を与えない。」とあるが、この建築物等の建設に伴う濁水は

どこに排水するのか。具体的には、公共下水道へ排水するから影響を与えないのか。排水処理を行った後に公共用水域へ排水するから影響を与えないのか。公共用水域に影響を与えない理由について説明をお願いします。

- ②概要書 P. 96 「低周波音」の環境項目において、「低周波音を発生する機械の設置はない」とあるが、環境要因の「建物の利用」の項目を選定している理由は何か。低周波音を発生する機械の設置がないのであれば、予測調査の必要がないと考える。当該項目を選定している理由について説明をお願いします。
- ③概要書 P. 97 「地象」および「水象」の環境項目において、建築計画では免震装置を設置するものとなっており、事業計画地を深く掘削するため、地形や地下水にも影響を与える可能性があると考えられる。「地象」および「水象」を非該当としている理由について説明をお願いします。
- ④概要書 P. 113 「現地調査地点」において、騒音および振動調査地点は、敷地境界 2 地点、一般環境 1 地点、沿道環境 4 地点とあるが、表記が全て黒丸（●）で区別ができないため、それぞれどこに該当するのか説明をお願いします。また、騒音・振動調査地点の表記にあたっては、「敷地境界」「一般環境」「沿道環境」を区別して記載していただきたい。
- ⑤概要書 P. 113 「現地調査地点」において、事業計画地の南東部に住環境があり、敷地境界での騒音等の調査が必要であると考え。当該地点において調査を実施しない理由について説明をお願いします。
- ⑥交通安全対策について、既存病院を稼働しながら建築工事等を行うため、入院・通院の患者の車両、工事関係車両、職員の車両等の往来により、工事期間中の交通量は、増加することが想定される。小中学生の通学時の交通安全対策について説明をお願いします。

#### ○事業者

- ①「水質汚濁」については、建築物等の建設に伴う濁水は沈砂処理等の排水処理後に公共用水域へ排水するため、影響がないものと判断している。
- ②「低周波音」については、低周波音を発生する機器の設置予定はないため影響を与えないと考えているが、事業計画地の西側に大規模工場、東側に浄水場があるため、低周波音の現況把握を行う予定としている。
- ③「地象」および「水象」については、建築工事における掘削深は約 10mを想定しているため、影響を与えないと考えている。
- ④概要書 P. 113 の騒音および振動調査地点について、沿道環境 4 地点は、一般国道 171 号沿いの 2 地点及び県道米谷昆陽尼崎線沿いの 2 地点とし、一般環境 1 地点は、事業計画地の東側にある敷地から離れた地点とし、敷地境界 2 地点は、残り 2 地点（低周波音調査地点（▲）および悪臭調査地点（△）と同一地点にある地点）としている。騒音および振動調査地点の表記については、分かりやすく再明示する。
- ⑤事業計画地の南東部に住宅が隣接しているが、騒音および振動の調査を行わない理由として、当該住宅は、一般国道 171 号に隣接しており、道路交通の影響を大きく受けることから、事業計画地内の施設からの騒音および振動を把握することは難しいと考えているためである。悪臭の調査を行わない理由としては、悪臭の発生源はごみ集積所や厨房施設の近傍等に限られることから、これら施設の近傍での敷地境界における調査地点を代表として影響を把握するためである。低周波音の調査を行わない理由としては、事業計画地内での特定の発生源はなく、他の敷地境界での調査地点を代表として影響を把握するためである。
- ⑥工事期間中の交通安全対策については、事業計画地の周囲は、小中学校の通学路であり、特に配慮が必要であると考えている。交通安全対策のため、工事業者選定においては、選定項目に交通安全対策を設けることや、工事期間中においては、交通誘導員の配置、工事関係車両の入退場の時間制限を行

う等、交通安全対策は、徹底するよう考えている。

#### ○委員

- ①先程の委員からの質問にもあったように、騒音および振動の調査地点を設定するにあたり、事業計画地の近隣住居において、最も影響を受ける地点がどこであるかが重要になると考えている。現時点で調査地点として設定している敷地境界2地点が、当該事業に伴う騒音および振動の影響が最も大きい地点ということで理解してよいか。
- ②P.112「現況調査の工程計画」では、現地調査日程は、令和2年10月から11月に予定している。令和2年4月から5月の交通量は、コロナ禍の影響により激減したものの、現況の交通量は、一時期に比べれば、回復してきてはいると考えている。コロナ禍における現況の交通量に鑑みて、現地調査を行う時期は適切なのか。

#### ○事業者

- ①委員のご質問のとおり、騒音および振動調査地点として設定している敷地境界2地点が、当該事業に伴う住環境への騒音および振動の影響が最も大きい地点であると考えている。なお、事業計画地の北西側の敷地境界においては、住環境が最も近接しており、特段の配慮が必要であると考えている。
- ②コロナ禍における影響として、病院利用者については、令和2年4月から5月は受診控えがあったが、現時点では、一部診療科では紹介患者が平年から減少しているものの、外来患者数および入院患者数は前年度並みにまで回復している。このことから、病院利用者は前年度並みにまで戻ってきていると考えている。また、周辺道路の交通量については、現況の交通量調査結果と道路交通センサスとを比較し、コロナ禍の影響を受けているかどうかを確認し検討していきたい。

#### ○会長

ここで、本審議会の目的を整理したい。本日、藤原市長より「(仮称) 統合新病院整備工事に係る環境影響評価概要書」に関して諮問いただいた。環境影響評価の手続きには、概要書の審査、準備書の審査、評価書の公表があり、現在は概要書を審議する段階である。概要書とは、事業を行うにあたり、環境影響評価をどのように進めていくのかという方法を記載したものである。次に、準備書とは、環境影響評価の結果に基づき、環境影響をできるだけ抑えるためにどのような対策を実施するのかを記載したものである。このことから、委員からの質問や意見は、今後の準備書や評価書に反映していかなければならないと考えている。

このような環境影響評価の手続きの中において、本審議会では、事業者が当該事業を実施するにあたり、環境影響評価に対してどのように取り組んでいくべきかを議論すべきと考えている。具体的には、当該事業が、事業計画地周辺の住環境に与える影響等を検討していく必要がある。

また、概要書の今後の審議は、専門委員会を設置して、本審議会での質問や意見を併せて議論していくことを考えている。このことから、本審議会では、今後の環境影響評価の審議を進めていくにあたり、どのような点に留意すべきか等の意見を出してほしいと考えている。

#### ○委員

概要書 P.97「動・植物」の環境項目において、対象外としているが、この理由を示す資料が概要書に記載されていない。例えば、「文化財」の環境項目においては、指定文化財や埋蔵文化財の分布図を記載した上で対象外としているように、「動・植物」の環境項目においても、植生図や貴重な生物の分布図を記載した上で、対象該否の判断をする必要があると考える。これらの資料が不記載にも関わらず、対象外とするのは問題であると考えている。

また、概要書 P.84「自然環境の保全に係る規制等」において、「動・植物」に関する規制は、P.88「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」のみ記載されているが、この他にも、「兵庫県版レッドデータブック」や「生物多様性いたみ戦略」に掲載する「伊丹の貴重な生物リスト」や「侵略的生物リスト」があり、これらの記載が必要と考える。

○事業者

承知した。ご提案の資料を作成した上で、「動・植物」の項目の対象該当について判断する。

○委員

環境影響評価において、交通量調査を行う目的は、交通量が直接的に環境に影響を与えるものではないものの、交通量の増加によって、大気、騒音、振動等の環境項目に影響を与えるためである。

今年度の交通量調査は、コロナ禍の状況を鑑みれば、不向きな時期であると考えられるが、コロナ禍による影響を考慮する必要があることを前提とすれば、問題ないと考える。

交通量調査の結果については、道路交通センサスとの比較を行い、調査した交通量が、コロナ禍の影響を受けているのか、また、予測評価をするにあたって適正かどうかを検討してほしい。

○事業者

委員ご案内のとおり、令和2年4月から5月頃の事業計画地の周辺道路の交通量は、コロナ禍の影響を確実に受けていたと考えている。これは、日本政府等からの外出自粛要請や、当院においても、学会からの「不要不急の手術の不実施」の指示等により、様々な診療科において患者の受診控えを行っていたことが理由であると考えている。現在の交通量については、コロナ禍以前に戻っているように感じているが、コロナ禍の影響を受けているかどうかについては、道路交通センサスと今後予定している交通量の調査結果と比較して確認していきたい。また、現在の交通量が、予測評価をするにあたって適正かどうかについても、精査していきたいと考えている。

○会長

概要書 P.98「景観」の項目において、「調査項目」および「調査方法」には、「眺望景観の状況」として「現況把握のための現地調査の実施」とあるが、今後、環境影響評価準備書の審査を行うにあたっては、事業に伴って建物が建築されることによって、事業計画地の周辺の景観がどのようになるのかシミュレーション等が必要になってくると考えている。このことから、当該事業によって建築される建物について、事業計画地周辺の景観がどのような見え方になるのか、多数の調査地点において予測した上で、環境影響評価を実施してほしい。

○事業者

承知した。景観の調査地点数については、現時点での調査地点数の2~3地点から増やすことを検討する。事業計画地の周辺の景観の予測については、準備書において、建物の完成時を想定できる外観パース等を示した上で、評価していきたいと考えている。

○会長

住民意見書には、交通に関する意見が寄せられている。概要書 P.4「配置計画図（イメージ図）」においては、事業計画地内の施設配置計画が記載されており、この計画によって、交通への影響が大きく変わってくると考えている。このことから、今後の環境影響評価準備書の審査段階においては、施設配置計画がきちんと定まっている必要がある。施設配置計画を定めるにあたっての今後の予定は。

○事業者

施設配置計画については、今年度末にはおおよそ決定する予定となっている。また、その他施設である駐車場の整備や駐車場の出入口等の計画についても決定する予定である。このことから、環境影響評価準備書の審査段階では、これらの計画について示すことは可能であると考えている。

○会長

先程、委員からも意見提案があったように、環境影響評価準備書には、交通安全への配慮について記載する必要があると考えている。特に、通学路の安全性については、社会環境に大きな影響を及ぼすと考えている。今後、審議を進めていく中で、交通安全等に対する様々な意見が提案されると想定され、これに併せて審議会からの答申についても、この意見を反映させていくことが考えられる。

・専門委員会の設置について

[概要書の審議について、専門委員会を設置することについて、委員全員より了承をいただく。]

・専門委員会の委員構成について

○会長

専門委員会の委員構成については、笠原会長、菊井副会長、塚口委員、宮川委員、中野委員、杉本委員、木下委員の計7名とさせてよいか。先程、委員より意見提案のあった「動・植物」の項目についても、専門委員会で審議を行っていきたい。

○委員

専門委員会に、景観を担当する委員を追加してはいかがか。

○事務局

景観については、市都市計画課で設置するデザイン審査小委員会で、当該事業の審議が行われることから、環境影響を評価されるものと考えている。この考え方に基づいて、景観を担当する委員が必要かどうかを判断するものと考えている。

○会長

専門委員会に景観を担当する委員の追加を検討するのか。

○事務局

環境項目「景観」については、デザイン審査小委員会で審議されることから、環境項目「土壌汚染」は兵庫県水・大気課で審議されることにより、当審議会では審議しないという考え方と同様の取り扱いになると考えている。

○会長

環境影響評価概要書の答申に、デザイン審査小委員会で審議された内容を反映する考え方か。

○委員

景観については、当審議会で審議する必要があると考えており、デザイン審査小委員会等の他審査機関で審議すれば良いという訳ではない。景観について、本審議会では審議しないのであれば、審議項目として対象外とするべきである。

○会長

委員より、専門委員会に景観を担当する委員の追加に関する意見提案があった。景観は、施設の建築後から長年に亘り影響を及ぼす可能性があるものであることから、専門委員会で景観を審議していくこととしたい。また、本審議会の意見としては、専門委員会に景観を担当する委員を追加することとさせていただきたいが、よろしいか。

○事務局

検討します。

○委員

景観の審議について、本審議会とデザイン審査小委員会で並行して行うことは、両会でそれぞれの意見が異なった場合、意見を取り纏めることが難しくなる可能性があると考えます。この事態を解消するため、デザイン審査小委員会の委員を本専門委員会へ招聘することが可能かどうかを事務局で検討してほしい。

○会長

審議会等に関する要綱において、外部委員を招聘する規定はあるのか。そもそも、事務局との事前打ち合わせで、審議会等に景観を担当する委員を追加するかどうかについて、協議を行っていた。その中では、審議会等に景観を担当する委員を追加することは難しいため、環境影響評価の審議の経験がある委員、具体的には私を含め、委員、委員に、景観に関する意見を聴取することとしていた。本審議会では、景観を担当する委員の追加の必要性について議論を行っているが、今後開催される専門委員会の中で、改めて議論することとしてよろしいか。

○委員

概要書 P. 97 では、環境項目「景観」が、環境影響の対象とされているため、本審議会では、景観を担当する委員が審議を行う必要があると考える。仮に、本審議会では、景観を審議の対象外とするのであれば、概要書の環境項目「景観」を、環境影響の対象外とするべきである。環境影響評価とは、事業に伴う環境影響を可能な限り低減させていくものであり、環境項目の対象となるものについては、対象項目の専門家が審議する必要があると考えている。

○会長

事務局との事前打ち合わせでは、審議会等へ景観を担当する委員を招聘せずに、環境影響評価を経験する現委員で審議を行う考え方で整理していた。例えば、景観に関する環境影響評価は、建物の建設により圧迫感が生じた場合には、圧迫感を解消するために植樹等により調和を図る提案が出てくると考えている。本審議会の意見として、専門委員会に景観を担当する委員を追加することとするのであれば、要綱を確認した上で、景観の専門家に依頼することは可能だと考えている。

○委員

会長に一任します。

○会長

委員の意見を踏まえて、事務局および専門委員とも相談して結論を出したい。また、概要書の詳細な審議については、専門委員会で行わせていただきたい。専門委員会の構成委員については、笠原会長、

菊井副会長、塚口委員、宮川委員、中野委員、杉本委員、木下委員の計7人とさせていただきたい。塚口委員、宮川委員、木下委員におかれましては、お忙しい中ご負担をお掛けしますが、専門委員会でのご審議の程よろしく願いいたします。

- ・住民意見について

[事務局より、住民意見の説明]

- 会長

- 住民意見書では、交通問題を心配する意見が多いと感じた。住民が交通問題について関心があることを念頭において、環境影響評価を進めていくようお願いする。

- ・審議のスケジュールについて

[事務局より、「環境影響評価に関する伊丹市環境審議会等のスケジュール（案）」に沿って説明]

- ・連絡事項

[事務局より、次回の審議会は11月5日(木)午前10時から環境基本計画の審議を予定している旨案内]

[事務局より、環境影響評価に係る審議は、専門委員会で行った後に、審議会で答申案を示す旨報告]

閉会（12：00）

以上